

### 共通12に係る対応方針

#### 対応方針の基本事項

- ヒアリングにおいては、話題となった事項の具体的な対応方針を明確にするとともに、作業者の理解を深め、共通認識の下に対応していくため、本資料に記載して共有する。なお、当日の振り返りにおいて方針を明確にできなかった事項についても、事後検討の上で方針を記載して提示する。
- 対応方針としては、コメントリストのような言われたことのみに対応する進め方ではなく、作業項目等の体系を整理し、類似の事項や関連する事項を集約して一貫性のある対応（適宜、関連事項への水平展開を図るなど）としてタスクを整理することとする。
- 対応方針の整理においては、作業の目的を明確にし、目的達成のための具体的な作業の方向性や実施事項、留意事項等について、段階的に実施するものはそのプロセスも含めて明確にする。
- 作業漏れを防ぐために個別具体的な事項を記載する場合には、煩雑にならないよう留意する。

No	対応方針	対応予定日	他のタスクとの関係性	ヒアリング
<b>1. 共通12の本文、参考資料等の構成、記載事項の整理</b>				6月28日
<b>1.1 資料全体を通じての体系整理</b>				7月13日
①	<p><b>○共通12の全般的な考慮事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料間の関係性や記載内容について、関係者間で認識を統一し、齟齬がないようにするため、共通12において用いる用語の定義を明確化し、全体的に統一した用語を使用する。また、構造設計等を上流から説明していく中で、適宜、細かい設計を説明するための用語を定義する。</li> <li>・基本的な考え方として示すべき内容と、留意事項として示すべき内容を分けるとともに、基本的な考え方から留意事項につながられるように整理する。</li> <li>・今回説明する考え方は後次回においても適用することを念頭にした内容とする。</li> </ul>	9月13日	—	7月20日 8月8日 8月9日 8月17日 8月21日 8月31日
②	<p><b>○共通12の目的、全体構成に係る整理</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共通12は、申請対象設備の具体的な設備等の設計が「説明すべき項目」（各条文の要求事項等）である基本設計方針等の設計方針を踏まえて適切に行われていることについて示すことを目的とする。</li> <li>・この際、「説明すべき項目」（各条文の要求事項等）と申請対象設備の関係、設備の構造的な特徴を踏まえ、申請対象設備を類型して「設計説明分類」を設定するとともに、説明の重複等が可能な限りなくなるよう合理的な説明を行うため、「説明すべき項目」（各条文の要求事項等）の重要度や複数の設計説明分類間の関連性を考慮し、説明を行う纏まりとして「説明グループ」を設定して説明を行う。</li> <li>・上記の類型化を実施することにより、構造設計等の「設計項目」を展開し、具体的な設備等の設計として説明が必要な事項が全て網羅されるような説明体系とする。</li> <li>▶資料1、2として、申請対象設備が関係する条文を明確にするとともに、「説明すべき項目」（各条文の要求事項等）との紐づけを示す。また、具体的な設備等における「設計項目」（システム設計、構造設計、配置設計、評価）との関係性をあわせて整理する。</li> <li>▶資料2で代表による説明対象とした設計説明分類に対して、「システム設計、構造設計、配置設計」(資料3)、「解析、評価等」(資料4)において構造設計等の設計に係る説明の具体的な展開を行う。</li> </ul>	9月13日	—	

No	対応方針	対応予定日	他のタスクとの関係性	ヒアリング
③	<p><b>○設計説明分類・説明グループの設定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「説明すべき項目」（各条文の要求事項等）を踏まえた申請対象設備の類型として、申請対象設備に対し、今回の設工認申請における説明すべき項目（各条文の要求事項等）を網羅的に整理し、申請対象設備と説明すべき項目（各条文の要求事項等）の関係を踏まえて「設計説明分類」を設定する。</li> <li>・再処理施設、廃棄物管理施設、MOX燃料加工施設の今回の設工認における施設の特徴、「説明すべき項目」（各条文の要求事項等）と申請対象設備の関係、具体的な設備等の設計としての類似性等を考慮し、「設計説明分類」を設定する。</li> <li>➡施設の特徴として、再処理施設、廃棄物管理施設については、設計条件が変更になったもの、設計条件が追加になったものの対象が多く、MOX燃料加工施設については新規に設置するもの（MOXの場合は、新規に申請するもの（従前に認可実績がない設備））が多いという特徴があることを明確にする。</li> <li>・また、設計説明分類の設定に際しては、施設の特徴に応じた申請対象設備に対して「説明すべき項目」（各条文の要求事項等）の重要度等を踏まえ、主となる条文（主条文）を決めて、主条文を考慮した設計説明分類とする。</li> <li>・設工認申請における「説明すべき項目」（各条文の要求事項等）の重要度や複数の設計説明分類間での関連性を考慮し、説明の重複等が可能な限りなくなるよう合理的な説明を行うため「説明グループ」を設定する。</li> </ul> <p>（再処理、廃棄物管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再処理施設及び廃棄物管理施設特有の事項として、以下の点も考慮して設定する。</li> <li>➡再処理施設及び廃棄物管理施設それぞれの申請対象設備、条文要求を踏まえ、設計説明分類は各施設で設定する（資料1は各施設単位で作成する）。その上で、説明性の観点から、説明事項が多い再処理施設を主とし、廃棄物管理施設の説明が再処理施設に含まれる場合は、資料2で再処理施設と廃棄物管理施設の設計説明分類間での包含関係を示す。その際、廃棄物管理施設特有の事項として説明が必要な内容がある場合は、説明差分として整理し、資料3へ展開する。</li> <li>➡施設の特徴を踏まえ、外的・内的ハザードに対する防護設計を主軸とし、また、申請対象設備における「A：新規に設置するもの」に分類されるものの特徴的な設備を明確にする観点から新たに設置する設備「対策設備」と既設設備「防護対象等」に分類する。</li> <li>➡対策設備については、設備の構造、基本設計方針等の要求を踏まえた説明の観点を考慮して、分類を設定する。</li> <li>➡防護対象等については、外部衝撃に対して自ら耐える設計とする屋外設備と建屋内に収納することで防護する屋内設備で設計が異なることから、「屋外」、「屋内」分けて分類する。</li> <li>➡「屋外」の防護対象等については、外部衝撃（竜巻）に対する防護設計等の類似性や申請対象設備全体を網羅的に展開していることの明確化を考慮し、「建屋・構築物」、「機器・配管」に分類する。</li> <li>➡対策設備と防護対象等の説明グループについては、設備の関係性（守る側、守られる側の関係性）を踏まえ、同じ説明グループを設定する。</li> <li>➡1つの説明グループに説明物量が偏らないよう各条文の説明内容を細分化を検討し、SAの個別の説明事項等、段階的な説明が行えるよう説明グループを検討する。</li> <li>➡耐震に関する説明については、申請対象設備全般に係る内容であることから、耐震の説明のための設計説明分類を新たに設定するのではなく、関連条文として整理する。</li> <li>➡再処理施設とMOX燃料加工施設等との共用設備については、設備の主たる所有施設である再処理施設において構造設計等の設計を示す。</li> </ul>	9月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻による損傷防止に係る対応方針(1.1)</li> <li>・溢水及び化学薬品の漏えいによる損傷の防止に係る対応方針(1.2、1.3)</li> </ul>	

No	対応方針	対応予定日	他のタスクとの関係性	ヒアリング
③(続き)	<p>(MOX)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規制基準施行前に全ての申請対象設備に対する設工認申請の認可を得ていないことを踏まえ、「説明すべき項目」として「事業許可基準規則等の要求事項」（許可整合、技術基準規則への適合性）を対象とし、さらには、「新規に設置するもの」を設工認申請の観点として整理する。</li> <li>・「説明すべき項目」（各条文の要求事項等）の中で主要な事項となる閉じ込め機能の条文を主軸として、「設計説明分類」を設定する。</li> <li>・閉じ込め機能を適合対象としない他の申請対象設備に対し、構造設計等の主となる要求事項となる火災等による損傷の防止、警報設備等、遮蔽等を対象に「設計説明分類」を設定することにより、全ての申請対象設備を対象とした「設計説明分類」の設定を行う。</li> <li>・説明グループは、MOXの主要設備であるグローブボックス（閉じ込めが主条文）及び関連する換気設備、機械装置・搬送設備、ラック/ピット/棚に係る構造設計等の説明を最初の項目として説明する。その後、MOX燃料加工施設の第2回設工認申請における要求事項における重要度等を踏まえ火災、外部衝撃関係条文に係る構造設計等の説明を行う。以降、合理的に説明できるよう一定の纏まりで説明を順次展開する。</li> </ul>			
④	<p><b>○「解析・評価等」の具体の設備等の設計の整理方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「解析・評価等」の具体の設備等の設計については、評価に係る説明すべき項目を整理し、その説明すべき項目に対して具体の設備等の設計として評価方法、評価条件の根拠について説明を行い評価の妥当性を説明する。</li> <li>・評価方法、評価条件の根拠については、既認可の評価書・計算書を根拠の理由とすることを考慮して、既認可の評価書・計算書から今回申請した評価書・計算書の評価方法、評価条件の変更点についても整理を行う。</li> <li>・また、解析・評価等において妥当性を確認する構造、設計確認値を設定する構造設計等の他、評価条件として特別考慮する構造設計等についても、「システム設計、構造設計等」と紐付を行い、関係性を明確にする。</li> <li>・基本設計方針において、評価を行うとしている項目であっても、その前提となる構造設計等があったうえで評価で要求事項を満足することを確認するものである場合は、「設計項目」として構造設計等の必要な項目を設定したうえで、評価の前提となる設計を示す。</li> <li>➡各条文における評価として説明すべき項目を資料2を用いて、基本設計方針から抽出し、構造設計等と関連する評価項目、関連せず直接展開される評価項目とを整理する。また、評価方法を踏まえた、代表の整理を行う。</li> <li>➡資料2で整理した評価として説明すべき項目に対して、資料4において計算書の作成方針、計算書の内容をもとに、評価方法、評価条件の根拠、各評価方法、評価条件の既認可からの変更点、「システム設計、構造設計等」（資料3）の具体設計との紐づけ方法について整理を行う。</li> <li>➡また、資料4において、評価方法を念頭に、特別に考慮する構造設計等について抽出し、基本設計方針、添付書類の関係を整理する。整理した内容は資料2にフィードバックをかけ、資料3に具体設計情報を追加し、資料4と資料3の具体設計の関係を明確にするため、紐付を行う。</li> <li>⇨工程としては、説明グループ1の説明すべき項目のうち、1つの評価を代表にして、資料2、資料3、資料4の整理方針の確認を行う。</li> <li>⇨上記の認識統一後、説明グループ1の他の評価についても同様に展開を行い、内容確認を行う。</li> </ul>	10月11日	共通12 説明グループ1 (MOX) に係る対応方針(1.2③④)	
⑤	<p><b>○DB/SAの類似となる設計方針の整理方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重大事故等対処設備に係る条文においては、設計基準での要求事項と同様となる外的、内的ハザードに係る事項について、重大事故等対処設備に係る条文で同様の要求事項に対して設計を説明する必要があるため、資料1、2においてその関係性の整理する。</li> <li>➡具体的な資料1、資料2における関係性の整理の検討にあたっては、「溢水に係る設計方針の整理」および「竜巻防護対策設備の設計の考え方の整理」のタスクにおけるDB/SAの具体的な設計内容の整理の検討結果を参考に整理する。</li> </ul>	9月下旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・竜巻による損傷防止に係る対応方針(1.1)</li> <li>・溢水及び化学薬品の漏えいによる損傷の防止に係る対応方針(1.2、1.3)</li> </ul>	

No	対応方針	対応予定日	他のタスクとの関係性	ヒアリング
<b>1.2 申請対象設備リスト(資料1)に係る整理方針</b>				
①	<p><b>○資料1の個別記載の整理方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請対象設備において、設計基準及び重大事故で兼用する設備は、どの設備区分を主とし、従とするのかを明確にする。</li> <li>➡資料1において、設計基準及び重大事故で兼用する設備は、主：主の設備区分、従：従の設備区分を記載し、設備区分の主従の例示を参考資料において示す。</li> </ul>	9月13日	-	
<b>1.3 各条文の基本設計方針及び設計説明分類の紐付整理(資料2)の整理方針</b>				
①	<p><b>○資料2の個別記載の整理方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各説明すべき項目が、どの説明グループで説明するのか考え方を明確にする。</li> <li>➡参考資料の資料2「説明グループの考え方」における記載として、代表の考え方に力点が置かれているため、説明グループとしてどのような考え方で整理した上で、どのように代表を設定したのか、わかるように資料を整理する。</li> </ul> <p><b>○資料2 紐付整理結果の個別記載の整理方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料2の紐付整理結果は、構造設計等として説明する設計内容の単位で代表で説明する設計説明分類、代表以外の設計説明分類を整理する。</li> <li>➡紐付整理結果の表は、設計項目ごとに行を分けて記載し、代表となる設計説明分類が1つの行で1つになるようにする。</li> </ul>	9月13日	-	
<b>1.4 「システム設計、構造設計等」(資料3)の整理方針</b>				
①	<p><b>○資料3② 詳細説明図の個別記載の整理方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料3②の目次の各項目と資料タイトルを整合させるとともに、吹き出しの記載がどの設計内容を説明しているのか、資料3①での説明内容の中から要求事項のキーワードを抜き出すこと等により資料3②との関係を明確にする。</li> <li>・資料3②等で使用する図中の寸法等のうち、適合説明上、関係ない寸法情報は、基本的に削除することとする。</li> <li>・資料3②等で使用する図は、具体の設備等の設計の説明内容にあった図を使用する。</li> </ul> <p><b>○資料3③ 既認可からの変更点の個別記載の整理方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細設計方針を踏まえ、設計上不利になるように読める変更内容については、不利にならないこと等の具体的な補足説明を追加する。</li> </ul>	9月13日	-	
<b>1.5 「解析、評価等」(資料4)の整理方針</b>				
-	-	-	-	